平成２９年（フ）第６７号
滋賀県東近江市蒲生堂町338番地82
債務者　西村　秀喜
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第７３号
滋賀県彦根市大堀町803番地２（202号）、（前住所）滋賀県彦根市平田町377番地１（201号）、（前々住所）滋賀県彦根市高宮町927番地17
債務者　永田　博丈
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第７４号
滋賀県彦根市大堀町803番地２（202号）、（前住所）滋賀県彦根市平田町377番地１（201号）、（前々住所）滋賀県彦根市高宮町927番地17
債務者　永田　浩美
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第４２９号
兵庫県尼崎市大庄北３丁目16番７号
債務者　吉田昌枝こと　朴　　昌枝
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７６号
鳥取県鳥取市賀露町西１丁目1675番地49
債務者　池本　真理
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２号
島根県江津市二宮町神主イ517番地１　アミティハウスＢ202号、住民票上の住所福岡県大川市大字津451番地　石川アパート
債務者　古賀　浩二
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第２３号
島根県浜田市治和町ロ415番地１（１―112）
債務者　和崎　恵子
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第３７５号
広島市西区井口台１丁目12番21―304号
債務者　松本　　恵
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５８５号
広島市東区福田８丁目21番６号
債務者　田公　清子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６１号
広島県呉市広横路１丁目６番１号
債務者　小林　元気
1　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第６２号
広島県呉市安浦町中央５丁目12番63号　102号室
債務者　木原　勇志
1　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第８５号
山口県下関市富任町６丁目18番18号　下関病院内、前住所山口県下関市竹崎町１丁目12番15号
債務者　小泉千代子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
愛媛県東温市野田１丁目13番地８　さくらタウンＤ号
債務者　安藤　二郎
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６４号
愛媛県松山市吉藤４丁目３番41号　潮見団地２棟214号
債務者　大谷　悟美
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９０号
愛媛県四国中央市中之庄町524番地１　マンション加地202号室
債務者　佐藤ツヤ子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１４６号
佐賀市中の館町14番14号　グリーンコーポ村岡202号
債務者　江頭　伸一
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係